# 所得税・個人住民税の限界税率（夫婦子２人の給与所得者）

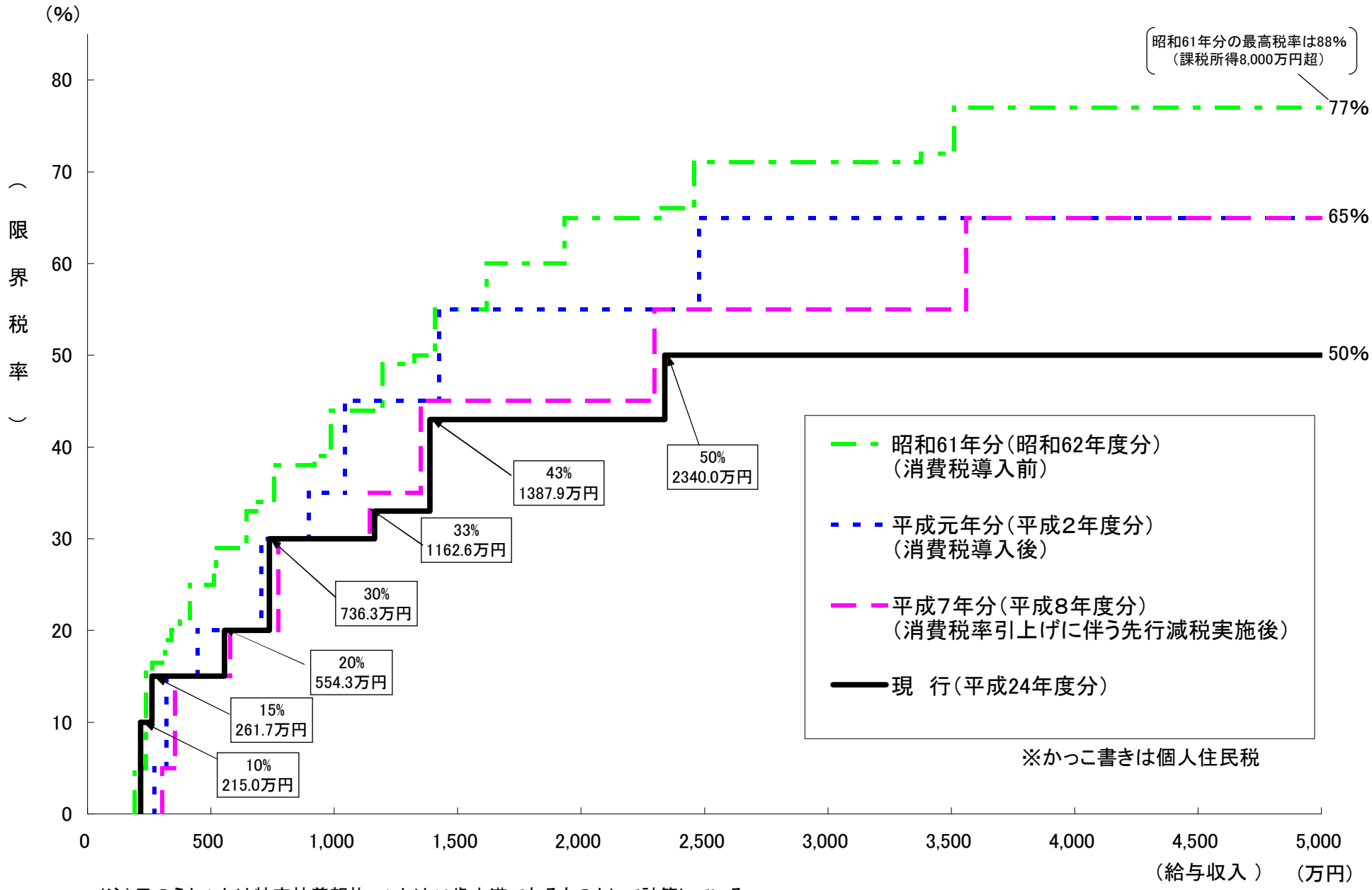


（注）子のうち１人は特定扶養親族、１人は16歳未満であるものとして計算している。

# 個人所得課税（所得税＋個人住民税）の実効税率の推移（夫婦子２人（専業主婦）の給与所得者）

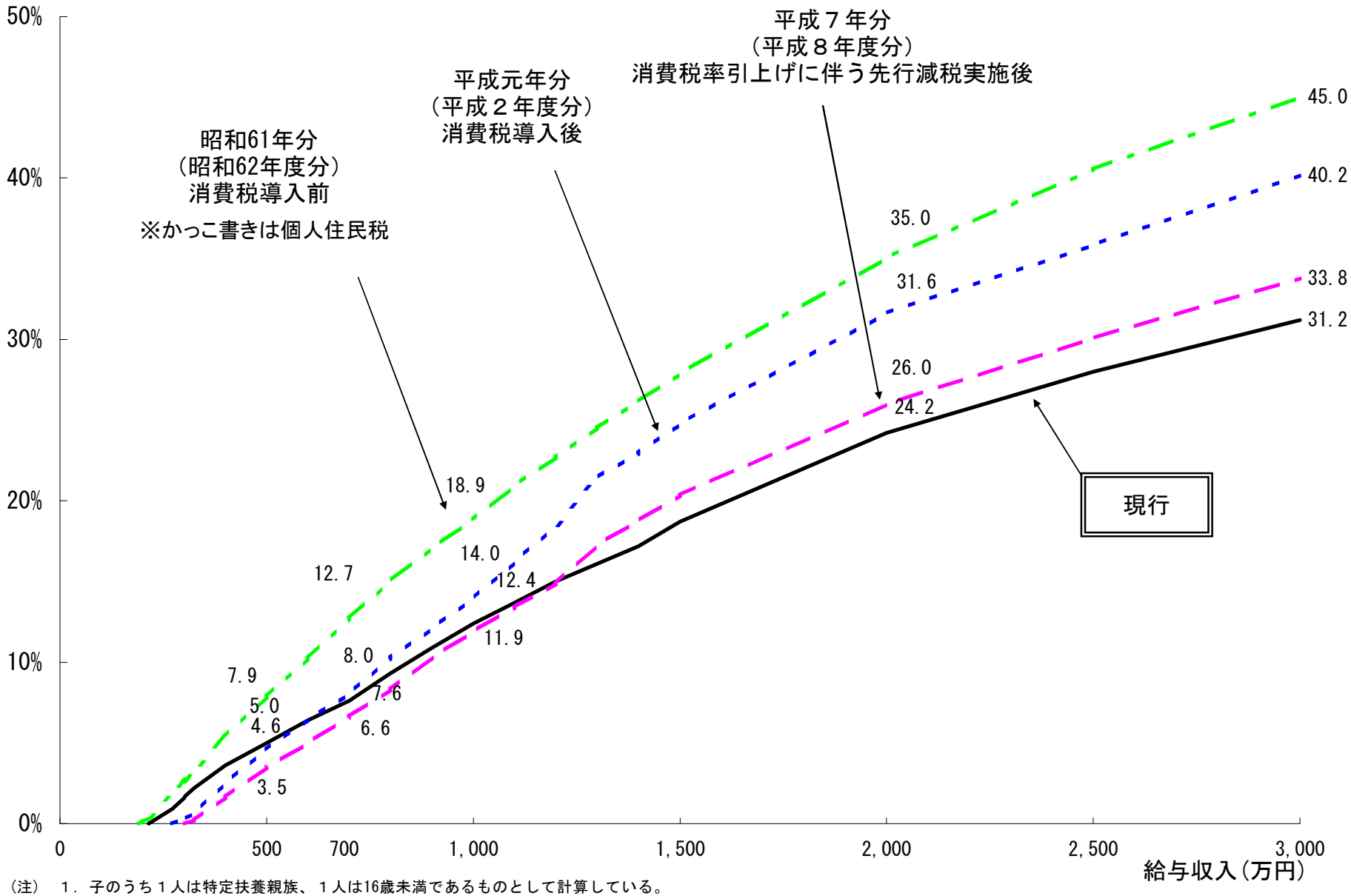


（注）　１．子のうち１人は特定扶養親族、１人は16歳未満であるものとして計算している。
２．現行は個人住民税の調整控除を加味している。
３．平成７年（平成８年度）分は特別減税前の実効税率である。
４．表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

# 所 得 税 収 の 推 移

○ 分離課税分の落ち込みや度重なる制度減税等により、財源調達機能が低下。
○ ピーク時（３年度）の26.7兆円と23年度予算額の13.5兆円の差額（約▲13兆円）の主な要因は以下のとおり。
・分離課税分（利子及び土地等の譲渡所得）の落ち込み：約▲８兆円
・制度減税（増税との差引）及び税源移譲分：約▲４兆円

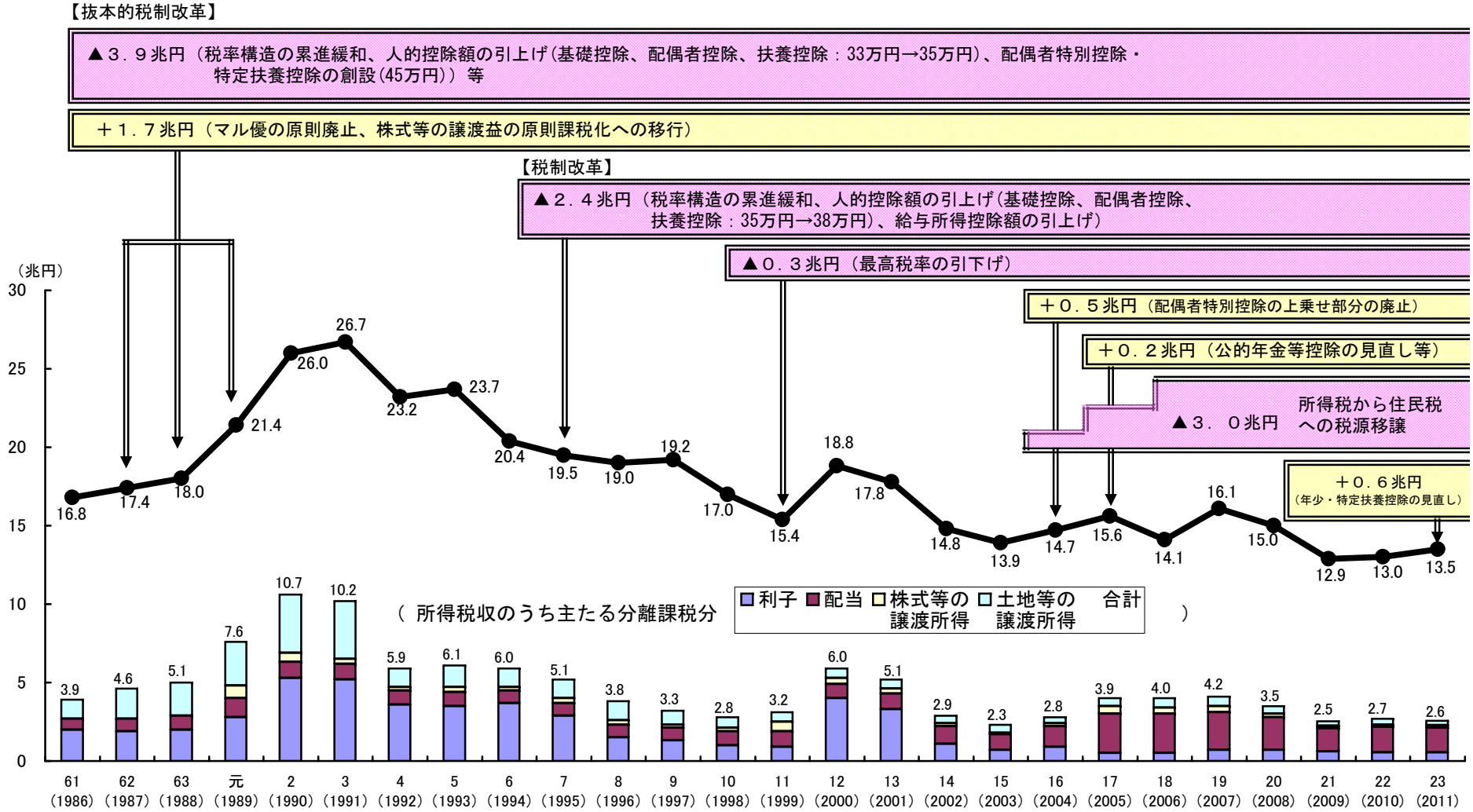


（注1）所得税収は、22年度以前は決算額、23年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。
（注2）利子、配当には法人分が含まれる。
（注3）株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計である。
（注4）土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である（63年度以前は推計値）。

# 個人住民税収の推移

○ 税率構造の見直しや人的控除額の引上げなど、所得税と同様、累次の負担軽減措置が講じられてきた。
○ 平成19年度には、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が行われている。

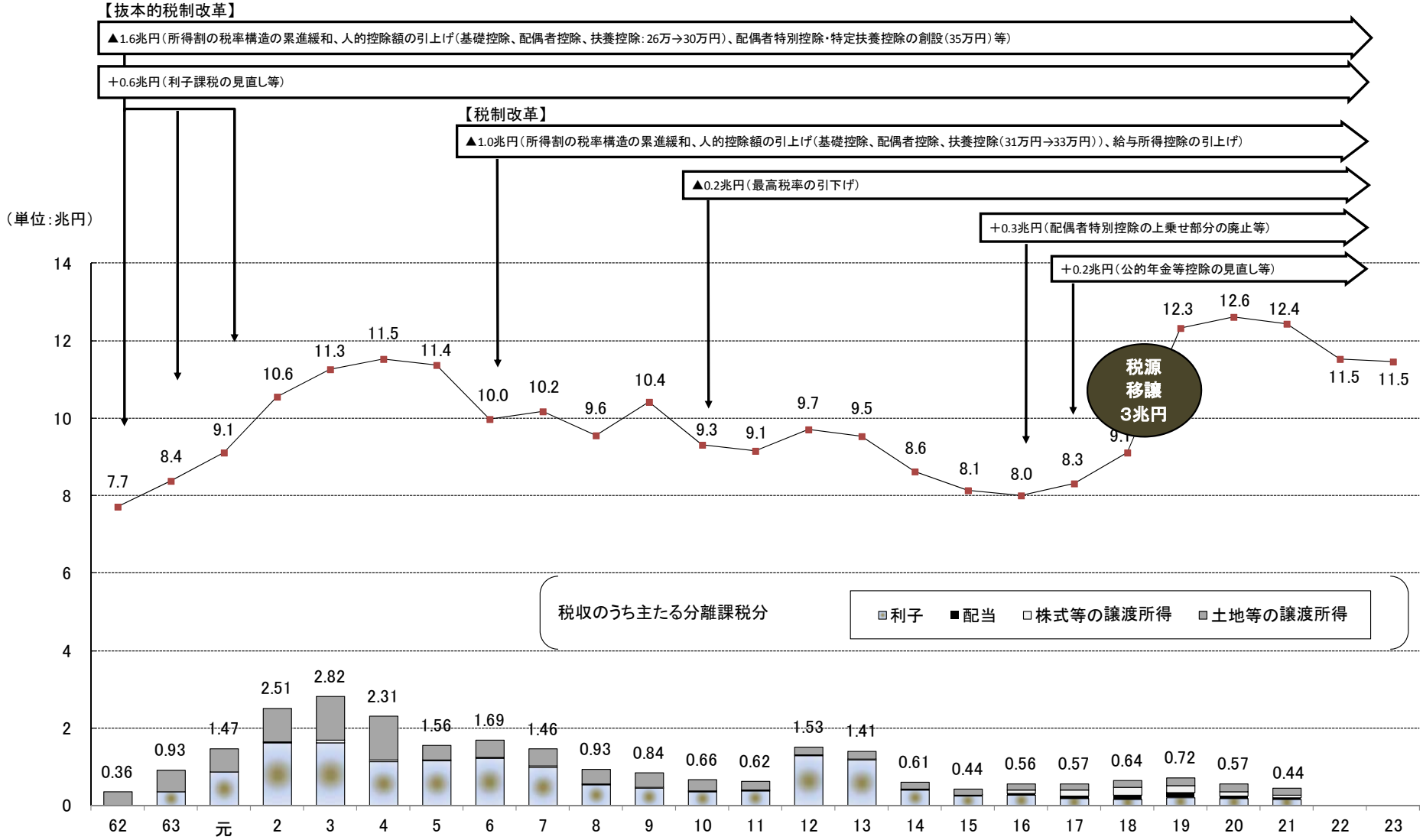


（注1）平成21年度までは決算額、22年度は決算見込額、23年度は地方財政計画による。
（注2）グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。
（注3）分離課税の税収は、利子分は利子割、配当分は配当割、株式等の譲渡所得は所得割申告分離課税＋株式等譲渡所得割、土地等の譲渡所得は所得割申告分離課税の税収。H22、H23はデータなし。